

人権方針

小野建株式会社およびグループ会社（以下、「当社グループ」といいます）は、「クニづくり・マチづくり・モノづくりに貢献する」企業として、サプライチェーン・地域社会・役職員（役員、正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー等）等すべてのステークホルダーの人権を尊重した取り組みを推進します。

1. 国際的な人権基準の尊重

当社グループは、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」「ビジネスと人権に関する指導原則」「子どもの権利とビジネス原則」等の国際的な人権基準を尊重します。また、事業活動をおこなう国や地域の法令諸規則を遵守したうえで、国際的に認められた人権と各地域における法令との間に矛盾がある場合は、国際的に認められた人権を尊重するための方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は、当社グループのすべての役職員に適用します。また、当社グループに関わるすべての方々に対して本方針を支持することを期待し、当社グループと協働する事業パートナーに対しては当方針を守ることを求めています。

3. 人権尊重へのコミットメント

当社グループは、すべての役職員に人権の尊重を求め、以下の取り組みを行います。

- （1）人種、宗教、国籍、出身、信条、年齢、障がいの有無、身体的特徴、性別、性的指向や性自認等を理由としたあらゆる差別や児童労働を含む人権侵害を行いません。
- （2）全てのハラスメントを人間の尊厳を傷つける行為として認識し、職場から排除します。
- （3）法令に基づく従業員の団結権および団体交渉権を尊重します。
- （4）全役職員の人権を尊重し、強制労働を容認せず、長時間労働削減等に努めます。
- （5）採用・雇用および職場における差別を排除します。具体的には、全役職員に平等に働く機会と教育・研修の機会を与え、昇進プロセスに差別的な取り扱いをしません。また、雇用においては、法令で定められた最低賃金以上の賃金を支払います。
- （6）全役職員が健康かつ安全に働ける職場づくりに努め、より良い労働環境を築くために、社員が相談できる窓口を設置し、社員との対話を大切にします。また社員が抱える問題や苦情への対応にあたり、公平性を維持しながら社員の権利を守る態勢を整えるべく、あらゆる努力を続けます。
- （7）全役職員の心身の健康保持・増進に努めます。また、社員が仕事を通じて人生を豊かにしていくことを支援します。
- （8）全役職員の価値観の違いを尊重し、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進します。また、多様性への配慮の一環として、必要に応じ、通訳や翻訳を活用することで海外出身の従業員を含めすべての役職員が言語の壁を感じることなく会社の情報や制度を利用できる

環境を確保します。

4. 人権デュー・ディリジェンス

当社グループは、サプライチェーンにおいて人権デュー・ディリジェンスを適宜実施することにより、人権への負の影響を防止または軽減することに努めます。

5. 救済・是正

当社グループは、人権に関して負の影響を引き起こした、また負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正・救済に取り組みます。内部通報窓口を適切に運用し、実効性のある取り組みを継続させることにより、人権課題の早期発見に努め、是正を行います。また通報窓口の体制について、実効性のある救済を可能なものとするべく今後も継続して見直していきます。

6. 教育・研修

当社グループは、役職員に対して人権に関する教育・研修を実施し、人権意識の向上を図ります。社員一人ひとりが人権保護の重要性を理解し、日常業務において実践できるよう努めます。

7. ガバナンス・管理体制

当社グループは、人権に関する取り組みおよび進捗について、サステナビリティ委員会において定期的に報告され、管理が行われます。また、その内容は、取締役会に報告がなされ、監督が行われます。なお、本方針についても、取締役会にて承認されています。

8. 定期的な情報開示・対話

当社グループは、人権尊重の取り組みの進捗状況および結果等の情報を開示します。また、本方針に基づく取り組みについて継続的にステークホルダーとの対話・協議を行い、人権への取り組みを進化させていきます。